

2020年度事業計画

はじめに

武蔵野美術大学は、1929年の帝国美術学校創立以来、「真に人間的自由に達するような美術教育」、「教養を有する美術家養成」を建学の精神とし、清新な創造力を持った美術家、デザイナーの養成に努めてきた。また、国内外に多くの優秀な人材を輩出し、わが国の美術・デザインの発展及びその教育研究における重要な一翼を担ってきた。

本学では、1999年に短期大学部の募集を停止し、同年に芸術文化学科、デザイン情報学科を新設して以降、4年制通信教育課程設置（2002年）、大学院博士後期課程開設（2004年）により、高度専門化する美術・デザイン領域の最先端を開くとともに、よりひろく社会の要請に応えた教育研究体制を整備してきた。

創立90周年を迎える2019年には、さらにその歩みを進めるものとして「クリエイティブイノベーション学科」を新設し、従来造形学部設置されていた映像学科とあわせて造形構想学部を創設した。同時に大学院にも造形構想研究科を設置し、これにより、本学は開学以来はじめて2学部制をとることとなった。

新学部・新研究科が目指すところは、造形教育によって培われた力をもとに、社会問題の解決や新たな価値を創出できる柔軟な発想力や構想力を有する人材、すなわち創造的思考力をもって社会的イノベーションに寄与する人材の育成であり、建学理念にある「真に人間的自由に達するような美術教育」を、より具体的で幅広い社会的実践と結びつけるところにある。

この新学部・新研究科をもとに、現在、2021年度開設を目途に造形構想研究科博士後期課程の設置を計画中である。

施設設備の面では、2000年にデザイン系演習室を中心とした9号館を新築し、それ以後、13号館（2005年、民俗資料・大学史・校友会等）、2号館（2008年、彫刻・絵画アトリエ・講義室）及び美術館・図書館の改修・新築（2010、2011年）によって教育・研究環境の充実を図ってきた。

同時期、都市計画道路「小平3・3・3号線」により鷹の台キャンパスは南北に分断されることとなったが、これを機に、本学では小平市が推進する区画整理に協力しつつ周辺土地の取得を進め、2014年に北側校地へグラウンドを移転し、2016年には計画道路上に位置していた工芸工業デザイン学科の校舎群に代わる14号館の建設によって教育研究環境の一層の拡充に努めてきた。

さらに、2019年には新学科1、2学年用校舎として15号館を建設するとともに、新学部・新研究科が実社会とのつながりを強く志向したものであるところから、都心における拠点として取得した市ヶ谷のビルの一部をキャンパスとして利用することとした。

この市ヶ谷キャンパスについては、従来の「美術大学」という言葉にまつわる固定的イメージを打ち破り、美術大学で行われている教育こそが現代社会に必要とされている真にクリエイティブな人材養成にふさわしいものであることを、新たなかたちで実践的に示す場所とし、建物全体を実験的共創スペースと位置付けている。現在は新設の大学院クリエイティブリーダーシップコースの演習室の他、造形から育まれる「創造的思考力」を実社会の課題解決に応用した新しい価値づくりを目的とした良品計画との共創スペース「MUUcom 武蔵野美術大学市ヶ谷キャンパス」、社会問題の解決や新たな人類価値の創出を目的としたソーシャルクリエイティブ研究所（RCSC）を設置した。

本年度における重点項目

第1次中長期計画（第二期）に定めた戦略的構想及び事業構想を踏まえ、2020年度は次の9項目を重点課題とする。

1. 2021年度造形構想研究科博士後期課程の新設準備。
2. 1999年の短大改組以来分散状態にあった諸学科のスペースを集約し、より効率的な施設設備の利用を可能とする全学的な再配置計画及び（仮称）再配置棟建設の着手。
3. 2020年4月より始まる「高等教育の修学支援新制度」の運営。
4. 助教・新助手制度の運営。
5. 本学の10・20年後のあるべき姿を実現するために、組織のパフォーマンスを最大限に発揮できる環境づくりを目指した事務系職員新人事制度の構築。
6. 政府が進める「働き方改革」に対応した業務実態の正確な把握とそれに応じた就業のあり方、教育体制及び職場の抜本的な改革。
7. 固定費の支出を抑える仕組みの構築、補助金や事業収入等の外部資金獲得による財源の多様化。
8. 不正防止のための学内体制・規則の見直し、コンプライアンス教育の徹底。
9. 創立100周年記念事業本部及び各検討委員会設置による創立100周年記念事業計画大綱・第2次中長期計画の検討。

テーマ別事業計画

上記重点項目をベースとし、中央教育審議会「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」（平成30年11月26日）、中央教育審議会大学分科会「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日）などを踏まえ、テーマ別に事業計画を策定した。

1. 教育研究組織

- ①新学部・新学科等の教育研究体制の整備。
- ②急増する海外からの大学院志願者への対応。
- ③大学院各コースの再編・統合や弾力的な受け入れ方法の検討。
- ④英語のみで修了可能な特別コース、学部・修士5年一貫プログラムの導入準備。

- ⑤全学生に対する情報教育及びファイン系の学生に対するデザイン教育の充実をはかる「(仮称)情報教育センター」の2021年設置に向けた最終調整。

2. 教育課程・学修成果、教育の質保証

- ①3つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を起点とするPDCAサイクルを機能させ、教育における内部質保証システムの確立。
- ②素点による成績評価を実施するとともに、GPA制度を導入した学習成果の把握、適切な修学指導。
- ③文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」の各取組内容の充実、更なる獲得へ向けた教職協働での改革実行。
- ④協定校プロジェクトに準じた形での「受入れ」プロジェクトの実施・制度化検討。
- ⑤2020年4月より実施する通信教育改編の円滑な運営、および2021年度に新課程において開講される授業科目の準備。
- ⑥通信教育課程フルメディア授業の拡充。

3. 教育研究等環境

(1) 鷹の台キャンパス

- ①既存教室の円滑な再配置を実行するための(仮称)再配置棟及び屋外作業場の竣工。
- ②7号館・8号館バリアフリー対策としてのエレベータ棟竣工。

(2) 市ヶ谷キャンパス

- ①耐震・改修工事の実施。

(3) 吉祥寺校

- ①機能移転の具体策検討。

(4) 学外施設

- ①2021年1月に発展的解消するデザイン・ラウンジの市ヶ谷キャンパスへの機能・価値移行。
- ②2019年度からスタートしたギャラリーαM「αM+（アルファエムプラス）」の検証。

4. 学生の受入、広報・IR活動

- ①2学部体制への移行に伴う志願者アプローチ戦略の再構築。
- ②志願者の情報取得メディア遷移への対応。
- ③大学入学共通テスト移行に伴う入試システム改修、編入学、博士後期課程各試験のWeb出願システム運用。
- ④100周年に向けた学内ブランドマネジメント体制整備、UI（ユニバーシティ・アイデンティティ）活動の推進。
- ⑤学校法人の概要、事業の概要、財務の概要、本学の活動、社会貢献等の取り組みや

施策をわかりやすくまとめた冊子『MUSASHINO ART UNIVERSITY FACTBOOK』の継続発行。

- ⑥学内構成員へ向けた学内情報発信の強化。

5. 学生支援

- ①第2学生寮の2020年4月新設。
- ②「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）への対応を継続するとともに、手話対応など支援体制の強化。
- ③修学支援新制度への対応。
- ④英文授業資料「モジュールガイド」（受入交換留学生在履修計画・研究室との調整がスムーズに行えるガイド）の作成、シラバス翻訳支援など協定留学生への授業支援。
- ⑤プロジェクト・交換留学等で渡航する学生・教職員の安全意識向上、渡航前の危機管理説明会開催。
- ⑥留学生の就職支援の強化。
- ⑦本学奨学金の在り方の再検討。
- ⑧市ヶ谷キャンパスにおけるキャリア支援の充実。（クリエイティブリーダーシップコースの総合職にも対応したプログラム提供）
- ⑨東京都「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（2020年4月施行）」による第三者賠償責任保険の義務化の学生周知。

6. 研究支援・社会連携推進、美術教育の普及、美術文化の振興

- ①産官学共同・委託研究等産官学連携、大学間連携活動の活性化。
- ②ソーシャルクリエイティブ研究所の運営。
- ③様々な年齢層・キャリア層を対象とした公開講座、寄附講座の開設。
- ④アートとデザインの研究教育に関する国際的な連合団体「CUMULUS」（クムルス）への新規加盟（2020年6月クムルス総会にて決定）による組織的な教育研究に係る情報の入手、人的交流、本学から世界への発信。
- ⑤学術無線LANローミング「eduroam」の導入。

7. 美術館・図書館機能の充実

- ①展覧会活動の多様化と内容の充実に努め、適切な展示改革のあり方の検討。
- ②研究室との連携を通じた学修支援活動の推進と教職員及び学生の利用サービスの向上。
- ③所蔵作品や資料、諸研究成果なども含めた大学における有形・無形の資産を活用可能にするデジタルアーカイブの構築。

8. 大学運営・財務

- ①100周年構想の策定、100周年記念事業計画大綱、第2次中長期計画策定に向

けた検討。

- ②「日本私立大学連盟 私立大学ガバナンス・コード」等を踏まえた運営基盤の強化及び運営の透明性確保。
- ③私立学校法の改正に伴う寄附行為等の改正。
- ④学長選出規則改正に向けた検討。
- ⑤管理会計的な手法による合理的な財政基盤整備。
- ⑥限られた人材で最大の成果を発揮できるような就業制度整備。
- ⑦事務系職員の能力向上を図るべく、研修制度・キャリアパス構築などを網羅した新たな人事制度の策定・周知。
- ⑧人事給与システム・電子給与明細システムの導入。
- ⑨学内回覧や申請手続き等の電子化推進。
- ⑩本法人所有の固定資産の有効かつ積極的な活用及び事業会社の収支改善。
- ⑪様々なリスクを未然に防ぐための体制や設備等の点検整備に加え、危機が発生した場合の対応も含めたリスクマネジメント体制の整備。(BCM [事業継続マネジメント]・BCP [事業継続計画] の策定、文科省「大学等におけるサイバーセキュリティ対策等の強化について」に基づく CSIRT 等情報セキュリティ体制・ポリシー構築)
- ⑫教職員への不正防止コンプライアンス教育推進、物品調達・管理ルールの見直し。

以上